

東京都八王子都税事務所からのお知らせ

① 8月は個人事業税第1期分の納期です

8月31日（月）までにお納めください。納付される際は、キャッシュレス納税（口座振替、スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付など）をぜひご活用ください。

また、省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。

※問い合わせは、東京都八王子都税事務所 ☎042-644-1111

② 災害などにより甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

災害などにより甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のものを被災の程度などによって減免（軽減または免除）する制度があります（納税を猶予する制度もあります。）。対象は、固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税などです。

原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

※問い合わせは、東京都八王子都税事務所 ☎042-644-1111

③ インターネット公売（動産、自動車、不動産など）のお知らせ

東京都主税局では、インターネット公売（動産、自動車、不動産など）を実施します。

【公売申込期間】

8月14日（金）午後1時～26日（水）午後11時

【せり売り期間（動産、自動車）】

9月1日（火）午後1時～3日（木）午後11時

【入札期間（不動産など）】

9月1日（火）午後1時～8日（火）午後1時

詳細は、東京都主税局ホームページまたは下記問い合わせ先へ

※問い合わせは、主税局徴収部機動整理課公売班 ☎03-5388-3027



新築・増改築家屋の家屋調査を行います

町では、令和8年1月2日以降に新築または増改築された家屋について、家屋調査を行います。この調査は、令和9年度の固定資産税のもととなる評価額を算出するための大切な調査ですので、家屋が完成しましたら、住民課までご連絡ください。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2190

【家屋を取り壊した場合】

所有する家屋の全部または一部を取り壊した場合は、東京法務局西多摩支局で、滅失の登記の手続が必要となります。

なお、登記していない家屋を取り壊した場合は、家屋滅失届を住民課まで提出してください。

※問い合わせは、東京法務局西多摩支局 ☎042-551-0360（代表）

